「奈良県地域資源活用・地域連携サポート事業委託業務」グループ協定書

（目的）

第１条 当グループは、次の事業を共同連帯して営むことを目的とする。

一 奈良県発注に係る奈良県地域資源活用・地域連携サポート事業委託業務（当該委託内容の変更に伴う委託を含む。以下「委託業務」という。）

二 前号に附帯する事業

（名称）

第２条 当グループは、○○グループ（以下「当グループ」という｡)と称する。

 （事務所の所在地）

第３条 当グループは、事務所を○○市○○町○○番地に置く。

 （成立の時期及び解散の時期）

第４条 当グループは、令和○○年○○月○○日に成立し、委託業務契約（以下「契約」という｡)の履行完了後６ヶ月を経過するまでの間は、解散することができない。

 ２ 委託業務を受注できなかったときは、当グループは、前項の規定にかかわらず、当該契約が締結された日に解散するものとする。

 （構成員の住所及び名称）

第５条 当グループの構成員は、次のとおりとする。

１　名称

　　所在地

２　名称

　　所在地

３　名称

　　所在地

 （代表者の名称）

第６条 当グループは、○○株式会社を代表者とする。

 （代表者の権限）

第７条 当グループの代表者は、契約の履行に関し、当グループを代表して、発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに自己の名義をもって業務委託料（前払金及び部分払金を含む｡）の請求、受領及び当グループに属する財産を管理する権限を有するものとする。

 （分担業務）

第８条 各構成員の委託業務の分担は、別に定めるところによるものとする。

２ 前項に規定する業務の分担については、次条に規定する運営委員会で定める。

 （運営委員会）

第９条 当グループは、構成員全員をもって運営委員会を設け、委託業務の完了にあたるものとする。

（構成員の責任）

第10条 各構成員は、運営委員会が決定した工程表によりそれぞれの分担業務の進捗を図り、契約の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

 （構成員の必要経費の分配）

第11条 構成員はその分担業務の履行のため、運営委員会の定めるところにより必要な経費の分配を受けるものとする。

 （共通費用の分担）

第12条 契約の履行中に発生した共通の経費等については、分担業務額の割合により毎月１回運営委員会において、各構成員の分担額を決定するものとする。

 （構成員の相互間の責任の分担）

第13条 構成員がその分担業務に関し、発注者及び第三者に与えた損害は、当該構成員がこれを負担するものとする。

２ 構成員が他の構成員に損害を与えた場合においては、その責任につき関係構成員が協議するものとする。

３ 前２項に規定する責任について協議が調わないときは、運営委員会の決定に従うものとする。

４ 前３項の規定は、いかなる意味においても第10条に規定する当グループの責任を免れるもので はない。

 （権利義務の譲渡の制限）

第14条 本協定書に基づく権利義務は、他人に譲渡することはできない。

（業務途中における構成員の脱退）

第15条 構成員は、当グループが委託業務を完了する日までは脱退することができない。

 （業務途中における構成員の破産又は解散に対する処置）

第16条 構成員のうちいずれかが業務途中において破産又は解散した場合においては、残存構成員が共同連帯して当該構成員の分担業務の履行を完了するものとする。

２ 前項の場合においては、第13条第２項及び第３項の規定を準用する。

 （解散後の瑕疵担保責任）

第17条 当グループが解散した後においても、当該委託業務につき瑕疵があったときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

 （協定書に定めのない事項）

第18条 本協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

○○株式会社ほか○社は、上記のとおりグループ協定を締結したので、その証拠としてこの協定書○通を作成し、各通に構成員が記名捺印し、各自所持するものとする。

 令和○○年○○月○○日

代表構成員

所在地

称号又は名称

代表者職氏名　　　　　　　　　　　　　　　印

構成員

所在地

称号又は名称

代表者職氏名　　　　　　　　　　　　　　　印

構成員

所在地

称号又は名称

代表者職氏名　　　　　　　　　　　　　　　印